

川西こども家庭センター一時保護所複写サービスに関する仕様書

1 件名

川西こども家庭センター一時保護所複写サービスに関する契約

2 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日(令和7年5月1日までに納入すること)。
ただし、令和8年度以降の歳入歳出予算において、この調達に係る予算の減額又は削除があったときは、当該契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

3 設置場所

兵庫県川西市火打1丁目22-8
兵庫県川西こども家庭センター一時保護所

4 設置台数・年間予定印刷枚数

1台・年間約385,000枚

5 契約複写機の機種

- (1) 別紙「機器仕様書」の仕様を満たした新造機(新品機)のみとする。
- (2) オプション機能のうち、プリンタ・スキャナ(両機能を有すること)、FAX、フィニッシャーの3機能については、別紙「機器仕様書」の仕様を満たした機器とすること。

6 複写サービス料金

- (1) 複写サービス料金は、1か月単位で、複写枚数に単価を乗じて複写機1台ごとに計算すること。

複写枚数に単価を乗じたときに1円未満の端数が生じた場合、端数は機械ごとに切り捨てるものとする。

なお、複写枚数の確認は設置所属において行うものとする。

- (2) テストコピー(複写機の保守において複写機の点検と調整のために使用したコピーをいう。)及びミスコピーは、月間の複写枚数の1パーセント(小数点以下を切り上げ)とし、複写サービス料金の算出に当たってはその枚数を減じて計算すること。
- (3) プリンタ・スキャナ、FAX、フィニッシャー等のオプション機能付加料金は、(1)の複写サービス料金の単価に含めるものとする。

7 複写機の搬入・設置

- (1) 設置所属が指定する期間内に搬入・設置すること。
- (2) 設置所属の指示により、搬入・設置を行うこと。
- (3) 搬入・設置に要する費用は設置者の負担とする。

(4) 県庁 WAN 等のネットワークに接続する機器については、ネットワークや他のコンピュータ機器に影響がないようにすること。万一、障害等の問題発生またはその恐れがある場合は、企画部デジタル改革課へ直ちに報告、その指示に従うこと。

8 複写機の各種設定

(1) 設置所属と協議の上、設置所属が指定する期間内に設置を行い、動作確認を終了すること。

(2) 複写機のパスワードを強度の高いものに変更すること。(英数記号を用いた 10 字程度を目安とする。)

(3) ネットワークへの接続・設定を別途指示により行うこと。

また、複写機本体の見やすい場所に、ネットワーク設定(コンピュータ名及び IP アドレス)を記したラベルを必ず貼り付けること。

(4) 複写機とネットワーク接続する際に必要となるドライバ、ソフトウェア等の PC へのインストール・設定を行うこと。

原則、設置所属が指定する全ての PC に当該設定を行うこととするが、設置所属と協議の上、県職員でも当該設定を簡単に行うことができるインストール CD-ROM (インストール手順書含む。)等の配付をもって代えることも可能とする。

ただし、設定作業を行った場合も、インストール CD-ROM (インストール手順書含む。)等を配付すること。

なお、インストール CD-ROM について、オフラインでインストールができるようプログラム本体を収録すること。

(5) ネットワークスキャナの設定については、読み取ったデータの一時保存用フォルダを設置所属で 1 つ以上、複写機本体に作成すること。

(6) ネットワークへの接続・設定及びパソコンへのインストール・設定(以下、「各種設定」という。)、操作等のマニュアルを複写機 1 台につき 1 セット以上用意し、設置所属へ提出すること。

また、設置所属の要望に応じて指導・助言を随時実施すること。

(7) 上記の各種設定及びマニュアル配付に要する経費は設置者の負担とする。その他の設定については、設置所属と協議の上、随時実施すること。

(8) パソコンの入れ替え等に伴い、設置所属から上記の各種設定を再度依頼された際には、要望に応じて作業を実施すること。

なお、当該設定に要する費用は、設置所属との協議により別途決定すること。

(9) 複写機の撤去時に、設置所属内に同一メーカーの機種がなくなる場合は、手順書の配布等により付属ソフトや設定を削除して、パソコンやネットワークに不要な負荷が常駐しないようにすること。

9 複写機の保守

(1) 保守対応時間は、原則、県の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

とする。

※ 県の休日：日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(2) 定期点検整備を原則、毎月 1 回行うこと。

ただし、複写枚数の少ない機種については、カウント数が 10,000 枚ごと、又は 6 か月に一度は必ず行うこと。

(3) ドラム等の定期保守部品等については、定期点検整備又は設置所属の通知に基づき複写品質維持のため、必要に応じて取り替えること。

その他、複写をとるのに必要な消耗品（用紙、ステープルを除く。）については、設置者の指定する者の巡回又は設置所属の申し出により不足を知ったとき、速やかに供給すること。

(4) 複写機が常に良好に運転するよう随時に点検整備を行うこと。

(5) 複写機の故障その他異常が生じた場合は、県担当者からの連絡等による認知後、2 時間以内に修理に着手すること。

ただし、県担当者が事情やむを得ないと判断した場合を除く。

(6) 故障その他の異常又はその修理により長時間業務に支障をきたす場合は、設置所属と協議の上、遅滞なく代替機を用意すること。

(7) 頻繁に故障が生じ業務に支障をきたす場合は、設置所属と協議の上、遅滞なく代替機を配置すること。

(8) 操作方法等についての質問に応じること。

また、設置所属の要望に応じて指導・助言を随時実施し、搬入・設置に係る設置所属からの質問については設置者が責任を持って対応すること。（設置所属からデジタル改革課（ヘルプデスクを含む）には対応を求めないこととする。）

10 複写機の移動・撤去

(1) 設置所属から複写機の移動の依頼があった場合は、設置所属と協議の上、複写機の移動を行うこと。

なお、移動に要する費用は設置所属に請求することができるものとする。

(2) 契約期間の満了による複写機の撤去については、設置所属と協議の上、無料で行うこと。

(3) 撤去の際は、設置者の負担により複写機内の残存データについて復元不可能な消去を県担当者の立ち会いのもとに実施すること。

一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた、いわゆる研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベルで抹消を行うこと。具体的には、①物理的な方法による破壊、②磁気的な方法による破壊、③OS 等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、④ブロック消去、⑤暗号化消去のうちいずれかの方法を選択すること。

ただし、個人番号利用事務にかかる印刷出力を取り扱う場合は、上項の記載に関わら

ず、物理的な方法による破壊を必須とする。

SSD のデータ消去の際には、SSD に完全対応したツールを使用すること。

また、消去作業完了証明書（様式任意）の発行等により技術的な証明を行うこと。

1.1 その他

- (1) 設置・保守等の実施に当たって、直接又は間接に知り得た事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (2) 複写機内の情報（カウンタ数値などの保守にかかる情報を含む）をインターネット及びモバイル回線経由で収集、転送等しないこと。

- (3) 複合機に重大な不具合や脆弱性が見つかった場合、原則としてオンサイト保守にてファームウェアアップデート等の対応を行うこと。ただし、操作手順が単純明快な場合はマニュアル作成により県職員で作業実施することも可とする。

なお、複合機から直接インターネットを参照したファームウェアアップデートを行うことは、県庁ネットワークの設定構成上不可なため、留意すること。

- (4) 本仕様書に記載されていない事項は、契約担当課の指示に従うこと。

- (5) 本仕様書に疑義がある場合は、契約担当課に質問し、その指示を受けること。

なお、契約後の本仕様書の解釈は契約担当課によるものとする（必要に応じて、速やかに契約担当課と協議を行うこと）。

機器仕様書

<基本仕様・コピー機能>

複写方式	デジタル方式
モノクロ・カラー	モノクロ
解像度／階調	600×600dpi／256 階調以上
最大複写原稿サイズ	A3
複写（用紙）サイズ	A3～A6（通常はがき）
モノクロ複写速度（A4）	70 枚以上／分
複写倍率	縮小及び拡大固定倍率がそれぞれ3 段階以上 25～400%の任意倍率
給紙方法・容量	給紙トレイ4 段（給紙容量4 段合計2,000 枚程度） 手差しトレイ（給紙容量50 枚以上） ※ 枚数は 64g/m ² （四六判55kg）相当のコピー用紙による。
自動用紙選択機能	装備
自動両面機能	装備
集約印刷機能	装備（複数のページを1 枚に集約して印刷できること）
自動両面原稿送り装置	装備
電子ソート・区分け機能	装備（複数の部数を仕分けして連続出力可能であること、また、部数ごとに区分けが可能であること）
電力	100V、20A 以内
その他	① 環境配慮型製品調達方針（グリーン調達方針）（令和6年2月改定）の基準を満たすこと。 ② 裏面利用紙の利用が可能であること。 ③ 別途設置所属との協議により、非接触ICカードによるコピー枚数集計機を追加できる機種であること。

オプション機能仕様書

1 ネットワークプリンタ・スキャナ

<ネットワークプリンタ機能>

プリント速度 (A4)	本体と同等
出力解像度	600×600dpi 以上
プロトコル	TCP/IP
インターフェイス	イーサネット 1,000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T (自動切換対応)
対応オペレーティングシステム	Windows10 (32 ビット、64 ビット)、11 (64 ビット)
その他	①プリントサーバ等を利用せず、各 PC からネットワーク経由で印刷が可能であること。 ②ドライバ、ユーティリティソフトウェア等が、ライセンスフリーであること。 ③パソコン上で、両面印刷、集約印刷、ソート出力の選択が可能であること。また、部数ごとの区分けが可能であること。 ④無線 LAN 機能を停止する機能を有すること。

<ネットワークスキャナ機能>

読み取り解像度	600×600dpi
最大読み取りサイズ	A3
出力フォーマット(保存形式)	TIFF 又はPDF
プロトコル	TCP/IP
インターフェイス	イーサネット1,000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T (自動切換対応)
対応オペレーティングシステム	Windows10 (32 ビット、64 ビット)、11 (64 ビット)
その他	①複写機上またはパソコンソフトウェア上で、原稿の連続読み取り、保存形式及び保存フォルダの選択が可能であること。 ②次のいずれかの方法が可能であること。 ・読み取ったデータを一時保存し、TWAIN 準拠ドライバ又は同梱のソフト等によりパソコンに取り込むことが可能であること。 ・読み取ったデータをファイル共有機能 (SMB プロトコル) により複合機内のフォルダに保存し、パソコン側から取り込むことが可能であること。 ③複合機内のフォルダはユーザ名、パスワード等によるアク

	<p>セス制限が可能であること。また、蓄積データは一定期間で自動削除が可能なこと。なお、別途アクセス制限設定手順書を作成して納品すること。</p> <p>④データの取り込みについて、パソコン側やNAS側での共有フォルダの作成、FTP、SMTP等のプロトコル設定、メディアからのデータ抽出しやメディアへの直接保存が不要であること。</p> <p>⑤ドライバ、データの取り込み及び閲覧等に必要なソフトウェアが、ライセンスフリーであること。また、初回インストール時を除き一般ユーザ権限で動作すること。</p> <p>⑥原稿読み込み時に複写機上のコントロールパネルで読み取り形式を変更選択できるものであり、利用者がパソコンと複写機の間を行き来することがないようにすること。</p>
--	--

2 FAX機能

最大送信原稿サイズ	A3
最大記録紙サイズ	A3
規格	G3 規格以上
メモリ容量	2MB 以上
その他	県行政情報ネットワーク（県庁WAN）では、パソコンから直接FAXを送受信する機能は導入しないものとする。

3 フィニッシャー機能

電子ソート・区分け機能	装備
その他の処理機能	<p>① ステープル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用紙の重ねずれ、ステープルの位置ずれがないものとする。 <p>② パンチ（C ランク以上の機種の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2穴はIS0838に示される位置（穴の直径、中心間隔、紙端位置、中央線対象）への穿孔が可能であること。ただし、奥行位置については、IS0838で定める$12 \pm 1.0\text{mm}$の基準に対して、$\pm 3.0\text{mm}$までの誤差は認める。